

島根県私立中学高等学校優秀教員表彰者名簿

令和2年度表彰者			
No.	氏名	所属（法人・学校）職	表彰の理由
1	フルセ ヤスユキ 古瀬 泰之	学校法人水谷学園 出雲北陵中学・高等学校	平成16年に同校に卓球部を創設。当初から監督として技術指導だけでなく、きめ細かい生活指導や学習指導を行いながら、生徒を文武両面で鍛え上げ、中国地区はもとより全国大会にも幾度と出場を果たし、好成績を収めた。その功績により競技連盟から優秀指導者等の表彰も受けている。近年はICTを活用した教科指導を積極的に行うことで、学習能力の向上に努めている。
2	ハマヤ アキラ 浜屋 陽	学校法人大多和学園 開星中学・高等学校	長年進路指導に携わり、進路実績の向上に貢献するとともに、進路アドバイザー検定の認定者として後進教員の指導にも力を入れている。平成26年からは、学内の研究開発部長として探求型授業の開発や課題研究の指導に携わり、職員の資質向上に寄与した。ICTを活用した授業も積極的に取り入れ、生徒の学習能力の向上に努め、28年には同校の教頭に昇任、学校の組織改革や未来構想の実現に向け取り組んでいる。
3	マツウラ リョウ 松浦 亮	学校法人大多和学園 開星中学・高等学校	同校の中高一貫コース開設にあたり、6年間の教育方針（「開星ドリカムプラン」）を作り、自ら担任を務めるとともに、授業にアクティブラーニング（「7つの習慣」など）やディベートを積極的に取り入れ、生徒の自立・自律を育て、思考力・発表力を伸ばす教育に努めた。生徒によるディベート甲子園の出場も果たした。平成28年からは同校の教頭を務めている。

島根県私立中学高等学校優秀教員表彰規程

(目的)

第1条 この表彰は、島根県私立中学高等学校連盟（以下「連盟」という）加盟校において、生徒のために優れた教育活動を行っている教員を表彰することにより、教員の意欲を高め、資質能力の向上を目指すとともに、学校組織の活性化を図り、保護者や地域等から信頼される学校づくりに資することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、連盟加盟校の教員であって、学校教育に関し功績顕著で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 現に専任教員であること。
- (2) 推薦年度の4月1日時点において、同一学校（同一法人を含む）の教職経験10年以上かつ35歳以上の者であること。
- (3) 勤務実績が良好でかつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。
- (4) 過去に本条に基づく表彰を受けていない者であること。

(選考基準)

第3条 主として次に該当する者を基準として選考する。

- (1) 学習指導において、特に顕著な成果を上げた者
- (2) 生徒指導、進路指導等において、特に顕著な成果を上げた者
- (3) 学校体育や学校保健、学校給食において、特に顕著な成果を上げた者
- (4) 部活動において、特に顕著な成果を上げた者
- (5) 特別支援教育において、特に顕著な成果を上げた者
- (6) その他学校教育において、他の教員の規範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者の推薦人数は学校法人2名以内で、理事長又は校長が様式1により推薦する。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は毎年度若干名とし、「島根県私立中学高等学校優秀教員表彰審査会」の審査により決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰の期日)

第7条 表彰は、毎年1回行うものとする。

(名簿の作成)

第8条 島根県私立中学高等学校連盟会長（以下「会長」という）は、優秀教員表彰者名簿を作成する。

2 会長は、被表彰者が表彰を受けた後、学校教育法第9条の欠格条項に該当した場合、教育職員免許法第10条の免許の失効又は同法第11条の免許の取上げ等をされた場合、そ

の者を名簿から削除することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

優秀教員表彰候補者調書

学校名		順位	
ふりがな 氏名			
職名		生年月日 年齢	年 月 日 歳 (男・女)
所有免許等		校務分掌	
略歴	年 月 日		
教職年数	年 月 (令和 年4月1日現在)		
推薦理由 (功績事項)			